

令和 4 年 10 月 17 日
食品監視安全課 HACCP 推進室
福島 HACCP 推進室長
担当：木道（内線 4251）

総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認状況について（7，8，9 月分）

標記の件について、改正前の食品衛生法第 13 条第 1 項*に基づく総合衛生管理製造過程を経て製造することについて承認している施設数及び件数をお知らせします。

記

総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認状況

	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	清涼飲料水	合計
施設数	29	18	10	2	0	8	67
件数	40	24	14	2	0	14	94

（令和 4 年 9 月 30 日現在）

注 1）承認施設として現在稼働している施設及び品目。

注 2）複数の品目について承認を取得している施設は、1 施設として計上している。

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）により、令和 2 年 6 月 1 日をもって総合衛生管理製造過程承認制度（改正前の第 13 条及び 14 条）は廃止されましたが、それより前に承認・更新の手続きが完了したのものについては、その有効期間満了日までは従前のとおり取り扱います。